

# 奈良セントラル病院 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

## 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人仁誠会 奈良セントラル病院（以下、「運営法人」という。）が開設する奈良セントラル病院（以下、「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション事業及び介護予防訪問リハビリテーション事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「従事者」という。）が、当該事業所において適切な訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 奈良セントラル病院
- (2) 所在地 奈良市石木町800

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1 管理者 医師 1名

管理者である医師は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、管当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。他職種と連携しつつ自ら医療を行うものとする。

2 医師 1名以上（兼務含む）

利用者の身体機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うにあたり、診療を行い、指示をすること及び利用者の健康管理及び保健衛生の指導を行う。

3 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（兼務・非常勤含む）

医師の指示及び通所（介護予防）リハビリテーション計画に従って、利用者に対するリハビリテーションを行うものとする。他職種と連携しつつ通所リハビリテーション利用者の心身機能評価、計画の立案、提供等を行うものとする。

4 支援相談員 1名（兼務含む）

支援相談員は他職種、他機関と連携して訪問リハビリテーション利用予定者及び家族等への概要説明、利用手続き等の概要説明、援助、心理的援助、サービス提供状況の援助等を行うものとする。

5 事務員 1名以上

事務員は他職種、他機関と連携して利用者の利用実績の確認・入力、利用料の計算、・入力、利用料の計算、介護報酬の請求等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時45分から午後5時00分までとする。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第6条 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

- (1) リハビリテーション・機能訓練
- (2) 健康チェック

- 2 第8条の通常の事業の実施地域は、送迎の費用は無料とする。通常の事業の実施地域を超えた場合、超えた距離から1Kmごとに30円徴収する。
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業範囲)

第8条 奈良市、生駒市、大和郡山市の一部(国道24号線より以西、ならやま大通り以南、国道168号線より以东、国道25号線より以北)

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
  - (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
  - (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に一回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

第12条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

する。

(身体拘束等の禁止)

- 第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
  - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
    - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
    - (2) 身体高速道の適正化のための指針を整備する。
    - (3) 従業者に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置)

- 第14条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 1～3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(ハラスメント対策の義務化)

- 第15条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理等)

- 第16条 事業者は、提供した訪問リハビリテーション等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
  - 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
  - 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

- 第17条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
  - 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。
  - 4 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 5 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第18条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講

じるものとする。

- 3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月4日から施行する。

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。